豊川市住宅マスタープラン策定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱(令和5年4月1日施行)第10条の規定に基づき、豊川市住宅マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公 開しないことができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名を豊川市審議会等傍聴受付票(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することが できる。

(傍聴できない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不適当と認めた者 (傍聴人の遵守事項)
- 第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 議事における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
 - (2) 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (3) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (4) みだりに自席を離れないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得ないで、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(委員長の指示)

第7条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、そ の命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(非公開の場合の傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員長が会議を公開しないこととしたときは、直ちに退場 しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その 職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、建設部建築課において処理する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

豊川市審議会等傍聴受付票

No.

会議名	開	催日	年	月	日
住 所	氏	名			

- ※ 傍聴する方の住所及び氏名を記入し、職員へ渡してください。
- ※ 団体で傍聴する場合は、団体の代表者が団体の所在地及び傍聴する方の氏名 を記入してください。